四　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する情報
五　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る国家公務員共済組合法による年金である給付の支給に関する情報
六　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る国民年金法による年金である給付の支給に関する情報
七　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給に関する情報
八　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る特別障害給付金関係情報
九　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る年金生活者支援給付金関係情報

第五十九条の二　法別表第二の百十六の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十条第一項の子どものための教育・保育給付認定に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該教育・保育給付認定に係る子ども・子育て支援法第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子ども（以下この条において単に「小学校就学前子ども」という。）若しくは当該小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費、同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費又は同法第二十一条の五の十二第一項の高額障害児通所給付費の支給に関する情報

ロ　当該教育・保育給付認定に係る小学校就学前子どもの保護者、当該保護者と同一の世帯に属する者又はこれらの者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

ハ　当該教育・保育給付認定に係る小学校就学前子ども又は当該小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

ニ　当該教育・保育給付認定に係る小学校就学前子ども又は当該小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報

ホ　当該教育・保育給付認定に係る小学校就学前子ども又は当該小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費又は同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費の支給に関する情報

ヘ　［略］

ト　当該教育・保育給付認定に係る小学校就学前子ども又は当該小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付に関する情報

チ　当該教育・保育給付認定に係る小学校就学前子ども又は当該小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報

四　当該申請を行う者に係る厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する情報
五　当該申請を行う者に係る国家公務員共済組合法による年金である給付の支給に関する情報
六　当該申請を行う者に係る国民年金法による年金である給付の支給に関する情報
七　当該申請を行う者に係る地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給に関する情報

［号を加える。］

第五十九条の二　法別表第二の百十六の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十条第一項の子どものための教育・保育給付認定に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該支給認定に係る子ども・子育て支援法第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子ども（以下この条において単に「小学校就学前子ども」という。）若しくは当該小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費、同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費又は同法第二十一条の五の十二第一項の高額障害児通所給付費の支給に関する情報

ロ　当該支給認定に係る小学校就学前子どもの保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

ハ　当該支給認定に係る小学校就学前子ども又は当該小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

ニ　当該支給認定に係る小学校就学前子ども又は当該小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報

ホ　当該支給認定に係る小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費又は同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費の支給に関する情報

ヘ　［同上］

ト　当該支給認定に係る小学校就学前子ども又は当該小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付に関する情報

チ　当該支給認定に係る小学校就学前子ども又は当該小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報